（記載上の注意） １～４　（略） ５　第154条第３号ホからチまでの補償契約及び役員賠償責任保険契約に係る事項は欄外に記載すること。 ４～９　（略） 第２～第８　（略） 別紙様式第10号(1)（第205条第３項第５号関係） （略） 目　次 （略） 第１　事業概況書 （略） １　（略） ２　連合会の運営組織の状況に関する事項 (1)・(2)　（略） (3)　役員の状況 イ　（略） ロ　当期末現在の役員 （略） （記載上の注意） １～３　（略） ４　第154条第３号ホからチまでの補償契約及び役員賠償責任保険契約に係る事項は欄外に記載すること。 (4)～(8)　（略） 第２～第13　（略）	（記載上の注意） １～４　（略） （新設） ４～９　（略） 第２～第８　（略） 別紙様式第10号(1)（第205条第３項第５号関係） （略） 目　次 （略） 第１　事業概要書 （略） １　（略） ２　連合会の運営組織の状況に関する事項 (1)・(2)　（略） (3)　役員の状況 イ　（略） ロ　当期末現在の役員 （略） （記載上の注意） １～３　（略） （新設） (4)～(8)　（略） 第２～第13　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この条において「会社法整備法」という。）の施行の日（令和三年三月一日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中農業協同組合法施行規則第二百八条の二第二項柱書の改正規定及び同条第四項を削る改正規定　会社法整備法附則第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年二月十五日）

二　第一条中農業協同組合法施行規則第百五十七条第四項及び第百六十条の改正規定、同令第百六十三条の次に三条を加える改正規定並びに同令第百七十四条の改正規定、第二条中森林組合法施行規則第七十四条及び第七十六条の改正規定、同令第七十九条の次に三条を加える改正規定並びに同令第八十九条の改正規定並びに第三条中水産業協同組合法施行規則第百六十三条の改正規定、同令第百六十九条の次に三条を加える改正規定及び同令第百七十六条の改正規定　会社法整備法附則第三号に掲げる規定の施行の日

（経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の農業協同組合法施行規則（以下「新農協法施行規則」という。）第百六十四条第五号及び第六号、第百六十五条第一項第六号及び第七号並びに第百六十五条の二第五号及び第六号の規定、第二条の規定による改正後の森林組合法施行規則（以下「新森組法施行規則」という。）第八十一条第五号及び第六号並びに第八十二条第六号及び第七号の規定並びに第三条の規定による改正後の水産業協同組合法施行規則（以下「新水協法施行規則」という。）第百六十七条第五号及び第六号、第百六十八条第六号及び第七号並びに第百六十八条の二第五号及び第六号の規定は、施行日以後に締結している又は締結する予定がある補償契約（会社法整備法第八十一条による改正後の農業協同組合法（以下「新農協法」という。）第三十五条の七第一項、会社法整備法第八十七条による改正後の森林組合法（以下「新森組法」という。）第四十九条の四第一項及び会社法整備法第八十三条による改正後の水産業協同組合法（以下「新水協法」という。）第三十九条の七第一項に規定する補償契約をいう。第三項において同じ。）及び役員賠償責任保険契約（新農協法第三十五条の八第一項、新森組法第四十九条の四第一項及び新水協法第三十九条の八第一項に規定する役員賠償責任保険契約をいう。第三項において同じ。）について適用する。